

## 日本音楽療法学会関東支部役員選挙細則

第1条 本細則は、日本音楽療法学会関東支部役員選挙規定に基づいて実施される選挙の運用について規定するものである。

第2条 本選挙は、以下の8つの地区に分けて実施される。

1 東京都 2 神奈川県 3 千葉県 4 茨城県 5 栃木県 6 埼玉県 7 群馬県 8 山梨県

(所属地区の申請)

第3条 有権者および被選挙人の所属する地区は、選挙の行われる年の3月31日までに日本音楽療法学会（以下学会）及び関東支部事務局に届け出られた主な住所をおくところとする。主な住所とは学会及び関東支部送付物の送付先に指定した住所であり、原則として自宅もしくは所属勤務先のいずれかから選択できるものとし、事務局へ届け出た時点で選挙管理委員会が受理することとする。原則として自宅もしくは所属勤務先は、選挙の行われる年の3月31日までに選挙管理委員会に届けておくものとする。

2 国外在住者の所属地区は、国外在住前の所属地をもって当てる。また、国外在住者は国内に連絡先を定め、選挙管理委員会からの選挙に関わる資料は、あらかじめ選挙が行われる前年の12月31日までに国内連絡先に送付するものとする。

(選挙の公示)

第4条 選挙管理委員会は、選挙の行われる前年度中に、選挙日程を決定し、三役会または幹事会の承認を得た上で、前年度の関東支部地方会の総会ならびに関東支部だよりにおいて選挙の概要を公示しなければならない。

(有権者の決定)

第5条 選挙管理委員会は、投票開始日の2ヶ月前までに被選挙人名簿を作成し、投票用紙とともに有権者に送付する。

2 有権者名簿の作成に当たり同姓同名者がいる場合は、該当ページ欄外に当人の勤務先名、無い場合は登録住所を掲載する。

3 有権者および被選挙人は、被選挙人名簿に脱漏または誤刷があると認めた時、投票開始日の1ヶ月前までは選挙管理委員会に訂正の申し立てをすることが出来る。選挙管理委員会は、被選挙人名簿の訂正事項を投票開始日までに該当有権者に送付する。

4 有権者および被選挙人は、選挙の行われる年の3月31日までに選挙管理委員会に役員の手辞退を申し出ることができる。その際被選挙人名簿には氏名を掲載しない。

(開票の方法)

第6条 選挙管理委員会は投票用紙の送付時に、投票の方法ならびに無効投票となる条件について明示し、これに従い開票作業を進めるものとする。

2 開票に当たって、選挙管理委員会は関東支部正会員より開票立会人若干名を選出する。

選挙管理委員会は会員以外の者による開票従業者若干名委託することができる。

3 選挙日の直前に会員資格を喪失した場合、その会員の投票用紙封入封筒を選管が破棄し、その会員への投票は無効とする。

4 投票数が同数の場合は選挙管理委員会が代理で抽選することによって決定する。

第7条 選挙管理委員会による選挙結果の報告は、有権者数、投票数、有効投票数、無効投票数とその概要を地区ごとに集計して行うものとする。また、地区幹事選挙にあつては地区ごとの当選人と次点者の1位と2位の氏名、支部長等の選挙にあつては当選人の氏名のみを公表するものとする。

第8条 選挙が行われた年度の3月31日までに当選人の辞退が認められた場合、当選通知到着日から14日間以内に役員受託通知が無かった場合、及び当選人の当選が無効になった場合に限り次点者を繰り上げ当選とする。尚、4月1日以降に上記の事が生じた場合は、三役会または幹事会が判断する。

第9条 選挙に関して異議がある時、有権者は選挙が締め切られた日から7日以内に、申立人の氏名及び申し立て事由を明らかにした文書で、選挙管理委員会に異議を申し立てる事が出来る。

第10条 全選挙あるいは地区の選挙の無効が決定された場合は、直ちにそれぞれの再選挙を行う。

第11条 選挙に関して不正行為をした者は、選挙権および被選挙権を失う。不正行為の有無、ならびに選挙権、被選挙権を失う期間は選挙管理委員会においてこれを決定する。

第12条 以上の規定に定めていない事項や不測の事態が生じた場合は、その都度選挙管理委員会が協議、決定、実行する。決定、実行した事項を必ず記録し、次の選挙管理委員へ申し送る事とする。

第13条 本細則の改変は、三役会の決議ならびに幹事会の承認を必要とする。

付則1 この規定は2003年10月25日より施行する。

付則2 この規定は2012年4月1日より施行する。

付則3 この規定は2015年4月1日より施行する。

付則4 この規定は2018年4月1日より施行する。